

障がいのある方に対する情報保障のための指針（仮）の作成について

1 指針作成の目的

道では、「意思疎通支援条例」及び「手話言語条例」を平成30年4月1日に施行し、障がいのある方に対する情報保障、つまり、障がいのない方と同等の情報が入手できるような取組を一層進めることとしています。

このため、道のいろいろな職場・現場における窓口での応接や各種会議、イベントの際など、仕事を進める際の様々な場面での対応例を指針として策定し、道庁だけでなく、民間事業所にも参考となるものを作成することを目的とします。

2 主な内容

資料5のとおり

3 作成スケジュール（予定）

平成30年8月	第1回部会 ・事務局案（概要）を提示 ・おおまかな内容について協議
平成30年12月	第2回部会 ・事務局案（素案）を提示 ・具体的な内容について協議
平成31年2月	第3回部会 ・第2回の協議内容を受け修正・確認 ※第3回部会の内容については、書面での照会とし、開催しない場合もあります。
平成31年3月	完成